

## 柏崎刈羽6号機 指摘事項に対する回答整理表(火災防護設備)

No	指摘日	資料の該当箇所				コメント内容	回答日	回答	資料等への 反映箇所
		資料番号	資料分類	資料名称	該当頁				
1	2023/11/16	KK6添-1-028 改0 (比較表)	比較表	先行審査プラントの記載との比較表 (VI-1-1-8 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書)	34	発火性、引火性物質の記載が消防法で定められているものが潤滑油、燃料油以外にないか確認すること。高圧ガス保安法についても確認すること。	今回回答	使用している危険物の詳細について潤滑油、燃料油だけであることを確認しました。 また、K6建屋内で設置されている高圧ガスについて全てを考慮しており、そのうちの可燃性ガスは水素ガスのみであることを確認しました。	—
2	2023/11/16	KK6添-1-028 改0 (比較表)	比較表	先行審査プラントの記載との比較表 (VI-1-1-8 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書)	35	可燃性蒸気の爆発性雰囲気について機械換気及び自然換気が(d)で防爆対策機器が不要となる説明につながる理由について説明すること。	今回回答	機械換気設備の換気回数は0.3回/h以上になっており、各エリアで十分な換気される設計を確認しました。屋内の自然換気においても外気と接続された給排気ルーバーにより十分に換気されることを確認しました。	—
3	2023/11/16	KK6添-1-028 改0 (比較表)	比較表	先行審査プラントの記載との比較表 (VI-1-1-8 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書)	47	金属材料の不燃性の定義根拠について補足説明を行うこと。建屋内装材の(b)を使用している箇所についても明示すること。	今回回答	低合金鋼はニッケル、クロム等を含む鋼材で、JSME等で機器クラス分類されており、全て不燃材であります。 また、建屋内装材で防災マットを使用している箇所を補足説明資料に記載しました。	KK6 補足-014 改1 P.85
4	2023/11/16	KK6添-1-028 改0 (比較表)	比較表	先行審査プラントの記載との比較表 (VI-1-1-8 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書)	54	落雷による火災の発生防止について20m以下の構築物等についてどのような対策が行われているか説明すること。	今回回答	避雷針が設置されないSA車両置き場については、車両に落雷した場合は金属ボディから地面に電気が流れるので火災の発生は考えにくいです。 屋外の軽油タンクについては原子炉建屋設置の避雷針の防護範囲にあり、タンク本体に接地線もあります。(消防法要求) モニタリングポスト発電機エリアは防火帯の外で外部火災の範囲であり、モニタリングポスト自体は故障しても可搬型を使用します。	—

2 No	指摘日	資料の該当箇所				コメント内容	回答日	回答	資料等への 反映箇所
		資料番号	資料分類	資料名称	該当頁				
5	2023/11/16	KK6補足-014 改0	補足説明資料	工事計画に係る補足説明資料(その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備)	100	コーキング剤の耐久温度等の材料の耐火性が分かる説明をすること。	今回回答	3時間耐火試験とは別に、コーキング材は500℃で使用しても異常がないことを試験で確認している旨を追記しました。	KK6 補足-014 改1 P.102
6	2023/11/16	KK6補足-014 改0	補足説明資料	工事計画に係る補足説明資料(その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備)	99	プルボックスについて写真等でどのような構造しているか説明すること。	今回回答	設置済みプルボックスの写真を補足説明資料に追加しました。	KK6 補足-014 改1 P.102
7	2023/11/16	KK6補足-014 改0	補足説明資料	工事計画に係る補足説明資料(その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備)	293	火災区域区画等で感知器を設置しない等の例外について整理して示すこと。感知器を設置しない箇所について不要な理由について環境条件等も踏まえて問題ないことを説明すること。	今回回答	感知器選定のフロー図を修正し、感知器を設置しない場合についての理由を表に示しました。	KK6 補足-014 改1 P.296, 297, 298, 300, 301
8	2023/11/16	KK6補足-014 改0	補足説明資料	工事計画に係る補足説明資料(その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備)	301	感知器の設置条件の妥当性について一般構築物の条件を使用できる根拠を説明すること。	今回回答	プラントは消防法施工令第二十一条十一項にて「前各号に掲げるもののほか、別表第一条(十五)に掲げる建築物の地階、無窓階又は三階以上の階で、床面積が三百平方メートル以上のもの」に該当します。この条件でプラント建設時に所管消防に検査をいただいているため、一般構築物であります。	KK6 補足-014 改1 P.282